

フローチャート

佐倉市から児童手当・特例給付を受給していないかた

ここからスタート

高校生年代以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた子）を養育していますか

いいえ

手続不要
（支給対象外）

はい

児童の父または母のうち所得が高いかたは公務員ですか

はい

A

いいえ

児童の父または母のうち所得が高いかたの住民登録地は佐倉市ですか

いいえ

B

はい

C

区分	必要な手続き
A	公務員のかたは原則、勤務先から児童手当が支給されます。 手続きについては勤務先にご確認ください。
B	父または母のうち所得の高いかたの申請が必要となる場合がありますので、 住民登録地にご確認ください。
C	佐倉市への申請手続きが必要です。 該当する書類を提出してください。

- ① 児童手当 認定請求書（様式第2号）※必須
- ② 以下に該当するかたは下記書類も必要です

大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子を含めて、3人以上の子を養育しているかた	監護相当・生計費の負担についての確認書 （様式第6号の9）
別世帯にいる子（高校生年代以下の子）を養育しているかた	児童手当 別居監護申立書 （様式第6号の2）